

令和8年度直江津中学校いじめ防止基本方針

I いじめ問題に関する基本的な考え方

II いじめの未然防止

III いじめの早期発見

IV いじめ早期解決に向けた対応

V いじめ防止等のための組織の設置

VI 重大事態への対応

Ⅰ いじめ問題に関する基本的な考え方

1 はじめに

いじめの防止等は、すべての学校・教職員が自らの教育活動そのものとして捉え、日常の生徒指導を通して不断に取り組むべき重要かつ重大な課題である。生徒指導提要在示すように、生徒指導は問題行動への対応にとどまらず、生徒一人一人の自己指導能力を育成し、安心して成長できる学校風土を形成する営みである。本校では、日頃から深い生徒理解に基づく支持的・予防的な生徒指導を基盤とし、個に応じた分かりやすい授業づくりと、楽しく生き生きとした学校生活の実現を通して、いじめの未然防止に取り組む。また、いじめを含む、様々な生徒の課題への対応については、早期発見・早期対応を基本とし、問題を抱える生徒一人一人に応じた指導と支援を積極的に進めていく。

このような考えのもと、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成 26 年 3 月に「新潟県いじめ防止基本方針」及び「上越市いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されたことを受け、本校の「いじめ防止等の基本方針」を制定した。さらに、令和 2 年 12 月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」の施行、令和 6 年 2 月に「上越市いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂、令和 7 年 11 月に「いじめの重大化を防ぐための留意事項集・いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」が公表されたことを踏まえ、本方針を改訂するものである。

2 いじめ及びいじめ類似行為の定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの、又は当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと）の高いものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられたとされる児童生徒の立場に立ち、その主観を尊重して行うものとする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

< 具体的ないじめの態様の例 >

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る
- ・ひどく叩かれる、蹴られるなどの暴力行為
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

3 いじめ防止等に対する基本理念

いじめは、どの子にも、どの学校・学級においても起こり得る深刻な人権侵害である。本校は、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、次の理念のもと、未然防止と早期対応、継続的支援に取り組む。

（1）いじめは決して許されない行為であるという認識

いじめは、いかなる行為であっても許されない行為であり、いじめる側に責任があることを、教職員が共通理解として明確にする。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も、いじめを助長する行為として許されない。生徒が対話を通して規範意識を身に付けられるよう、毅然とした態度と成長を支える指導を行う。

（2）いじめを受けている生徒の立場に立った支援

生徒の悩みや不安を親身になって受け止め、生徒の発する小さな変化や危険信号を見逃さない。いじめが起こり得るといふ危機意識をもち、いじめの件数の多少のみで状況を判断することなく、早期から支援につなげる。

(3) 家庭との連携の重要性

いじめの解決には、家庭が極めて重要な役割を担う。家庭と学校がいじめに対する基本的な考え方を共有し、密な連携のもとで支援と指導を行う。いじめが生じた場合は、加害・被害いずれの立場であっても、家庭と学校が同じ方向を向き、生徒の成長を支える。

(4) 教師の児童生徒観・指導観が問われる問題

いじめの問題は、教師の生徒理解や指導の在り方が問われる問題である。個性や多様性を尊重し、相手の立場を考えた関りができる生徒を育てるため、全教育活動を通して人権意識と生命尊重の心を育成する。

(5) 家庭・学校・地域が一体となった取組

いじめの防止と解決には、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を自覚し、連携して取り組むことが不可欠である。地域活動やボランティア活動等を通して、生徒の人間関係づくりを支援し、多方面から生徒を見守る体制を整える。

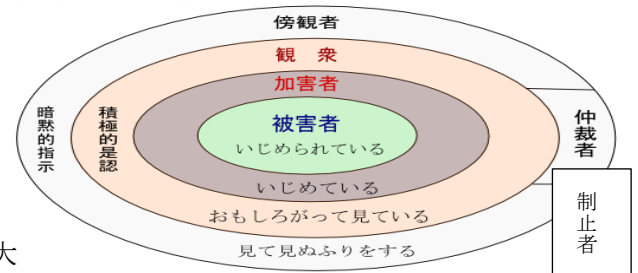
4 いじめの構造

いじめは次の4層構造として捉える。(森田洋司 1986年)

- いじめる生徒
- 観衆 (はやしたてる、おもしろがる)
- 傍観者 (見て見ない振りをする)
- いじめられる生徒

いじめの持続や拡大には、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響する。これらの立場にいる生徒が、いじめを止める「制止者」へと変わることによって、いじめの抑止や早期発見につながる。

(参考) いじめの四層構造



II いじめの未然防止

1 共通理解と学校体制の確立

いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導の留意点などについて、校内研修や職員会議などで全教職員に周知していくとともに、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりなどの学校体制を確立していく。

- いじめ問題の理解と対応マニュアルの作成
- いじめ問題をテーマにした校内研修の実施
- スクールカウンセラーとの連携強化
- 保護者と相談する機会として、学級懇談会や三者面談の活用

2 生徒との信頼関係の確立

生徒と温かい信頼関係をつくり上げていくためには、教職員は日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけ、生徒を一人の人間として尊重して、生徒の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けていく。また、生徒とともに活動する場面、見守る場面を多くし、生徒の些細な言動からでも生徒の状況を推し量る感性を高めていく。

- カウンセリング研修などの教育相談に関する校内研修の実施
- 「生活ノート」や「週末振り返り」の活用と丁寧な対応
- 教育相談カードを活用しての教育相談体制の構築
- 生徒のよいところを見付け、「ほめて伸ばす」ことの励行

3 人権を尊重し、豊かな人間性を育む教育の推進

他人を思いやる心を育むために、特別活動や道徳教育を通して、生命尊重の精神、人権感覚を育むための教育を充実させる。また、ソーシャルスキルトレーニングや体験活動などの推進により、社会性を育むとともに幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

- 人権教育、同和教育の充実（確実な授業実践と中学校区での合同研修）
- 総合的な学習の時間の充実（勤労体験など）
- 地域貢献活動の充実
- 協働的な学び（学び合い）の推進
- 人とのかかわりを重視した学級活動の推進

4 自己有用感・自己肯定感・自浄力の育成

教育活動全体を通じ、教職員が生徒に愛情をもち、温かく接し、生徒が「認められている」「満たされている」と感じることができるよう、生徒の自己有用感や自己肯定感を高めていく。また、生徒の自主的、主体的な活動を推進させる。

- 流れやねらい、成果を可視化するなどユニバーサルデザインの視点を大切に授業づくり
- 生徒会活動、学級活動、部活動などで一人一人の生徒に役割や責任を与える場の設定
- 異学年による「絆づくり活動」を中核にし、生徒会によるいじめ防止に関する活動の取組
- 保護者、地域との連携を図った春秋の「挨拶運動」「海岸清掃」の実施

III いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が拡大して関係が複雑になり、解決が困難になる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から復習の教職員で的確に、関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切である。

そのため、日ごろからの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報の共有を行うことが重要である。

1 いじめのサインの把握

いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっている。そのため、教職員は日頃から生徒をしっかりと観察し、行動や生活の様子の変化も見逃さず、いじめではないかという視点で見直し、いじめを見逃さないよう積極的に認知する。

- 休み時間や清掃時間、放課後など、生徒たちと一緒に過ごす機会を確保する。
- 「生活ノート」や週末振り返りを活用し、生徒の思いや変化を把握する。
- 定期的に生徒の情報交換会を実施し、教職員同士で生徒情報を共有する。
- 学級担任のみならず、学年部職員、教科担任、部活動顧問などどの職員にでも相談しやすい関係を構築していく。

2 教育相談を通じた把握

学校全体で定期的な教育相談の実施や生徒が希望するときに相談ができる教育相談体制を確立し、いじめられている生徒や周りの生徒、保護者が相談しやすい環境を整備することにより、いじめの早期発見につながるようにする。

- 年間計画に教育相談週間を位置付け、相談する時間を計画的に確保する。
- 生徒の変化を見て取り、チャンス教育相談を実施する。

- スクールカウンセラーや教育相談主任（適応指導担当）との連携を強化する。
- 保護者が気軽に相談しやすい関係を構築する。

3 アンケート等による把握

教育相談アンケートや毎週末に週末振り返りを実施し、生徒の実態を客観的に把握する。週末振り返りでは、「ズボンおろしといじめの有無」、「心無い声掛けの有無」、「SNSにおけるトラブル」について選択式で記入させる。実施方法（記名式等）については、状況に配慮して実施する。

- 毎週末、「1週間の振り返り」を終学活で記述させる。
- 教育相談アンケート調査については、教育相談に合わせて実施する。
- ※家庭で記入する無記名アンケートの実施については、様々な観点から検討を行う。

IV いじめ早期解決に向けた対応

いじめを認知した場合、又はいじめの疑いがある場合には、直ちに当該行為を止めるとともに、関係する生徒への適切な指導を行う。その後、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応に移行し、全教職員で情報を共有しながら、多方面からの確かつ迅速に対応する。また、関係する保護者に対しては誠意をもって対応し、問題解決に向けた信頼関係と協力体制を構築する。

1 いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめを認知した、またはその疑いがあった場合、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関係している生徒に適切な指導を行い、そのいじめに対し、組織で対応するために全職員に周知し、多方面からの確かつ迅速に以下の点に注意して対応する。さらに保護者の対応についても誠意をもち、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。

(1) いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全確保

いじめに関する相談や通報を受けた際には、時間や場所に十分配慮し、安心して話ができる環境を整える。当該生徒を守り通すことを最優先とし、休み時間、清掃時間、放課後活動においても、教職員による見守り体制を確実に整える。

(2) 「いじめ対策委員会」による組織的対応と情報共有

発見・通報を受けた教職員は、速やかに管理職及び関係職員に報告し、「いじめ対策委員会」を中心として組織的に対応する。委員会において情報を共有し、問題解決に向けた方策を検討し、全教職員の協力体制のもとで対応を進める。

(3) 多方面からの情報収集による正確な事実把握

正確な事実関係を把握するため、関係生徒、教職員、必要に応じて保護者等から速やかに事実確認を行う。事実確認は管理職の指示のもと、原則として複数の教職員で行い、当事者のプライバシーや個人情報の保護に十分配慮する。

(4) 関係保護者への説明及び教育委員会への連絡

事実確認の結果については、教育委員会に速やかに報告・相談するとともに、関係する保護者に対して事実を正確に伝え、今後の学校の対応方針について理解と協力を求める。

2 問題解決のための適切な指導と支援

事実確認により得られた情報を一元化し、いじめの全体像を把握した上で、全教職員が共通理解のもと、対応方針及び指導・支援方針を決定する。その方針に基づき、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の双方に対して教育的配慮を重視した適切な指導と支援を行う。

また、再発防止に向けた学校づくり・集団づくりに取り組み、その内容を関係する保護者に説明し、具体的な指導・支援策を提示して協力を要請する。

なお、生徒の生命または身体に重大な被害が生じるおそれがある場合には、警察等の関係機関と連携し、適切に対応する。

(1) いじめを受けた生徒及び保護者への支援

【生徒に対して】

- ・事実確認を行うとともに、いじめを受けた生徒の立場に立ち、受容的・共感的に話を聞き、心の安定を図る。
- ・事実を十分に話せない場合においても、最後まで守り通す姿勢を明確に示し、不安の軽減と心の安全確保に努める。
- ・スクールカウンセラーや関係機関と連携し、継続的な心のケアを行う。
- ・生徒の意向を尊重しつつ、必要に応じて学校生活上の配慮を行う。

【保護者に対して】

- ・保護者の心情に十分配慮し、複数の教職員で事実関係を正確に説明する。
- ・学校として生徒の安全を守ることを約束し、指導・支援方針を丁寧に説明するとともに、経過について継続的に連絡を取りながら解決に向けて取り組む。
- ・いじめが解消した後も、必要に応じた支援を継続する。

(2) いじめを行った生徒への指導・支援及び保護者への助言

【生徒に対して】

- ・正確な事実確認を行った上で、いじめの背景や要因にも目を向けた指導を行う。
- ・いじめが他者の人権を侵害する行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・集団によるいじめの場合には、集団内の力関係や個々の言動を分析した上で指導する。
- ・生徒の健全な成長に配慮しつつ、必要に応じて出席停止、特別指導、関係機関との連携等を含め、毅然と対応する。
- ・再発防止に向け、継続的な立ち直り支援を行う。

【保護者に対して】

- ・複数の教職員で家庭訪問等を行い、事実を正確に伝えるとともに、いじめが許されない行為であることへの理解を求める。
- ・学校と家庭が連携し、生徒の成長を支えていく姿勢を共有する。

(3) 周囲の生徒への指導

- ・いじめを当事者のみの問題とせず、周囲で見ていた生徒にも自分の問題として考えさせる。
- ・いじめを止める行為や、誰かに知らせる行動の重要性を指導する。
- ・はやし立てや同調行為が、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・必要に応じて、学級・学年・学校全体で、いじめ防止について考える機会を設ける。

(4) 経過観察と再発防止

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、保護者と連携しながら継続的な経過観察を行う。
- ・必要に応じて「いじめ対策委員会」において、事後指導の評価と見直しを行う。
- ・事例検証を通して、生徒指導体制や日常的な取組の改善を図る。

3 いじめ対応の基本的な流れ

(1) 対応の基本方針

いじめへの対応にあたっては、いじめ防止対策推進法及び生徒指導提要の趣旨を踏まえ、事実の正確な把握を最優先とし、学校全体で組織的かつ継続的に対応するものとする。また、被害生徒の安全と安心を最優先に確保するとともに、関係生徒への適切な指導・支援を行う。

(2) 対応の流れ

①情報の受理・初期報告

いじめに関する情報を得た教職員は、速やかに該当学級担任及び学年主任に報告する。

②管理職への報告

学級担任及び学年主任は、生徒指導主事を通じて管理職（教頭・校長）に報告する。

③事実把握に向けた会議の実施

生徒指導主事を中心に、学年主任、学級担任、学年生徒指導担当、部活動顧問等、関係職員及び

情報に精通した職員による「いじめ対策委員会」を開催する。
本会議は原則として最優先で実施し、以下の点を確認する。

- ・正確な事実把握を目的とすること
- ・「どの職員が」「どの生徒に対し」「何について」聞き取るかの担当及び内容の明確化

④生徒からの事実確認

生徒への聞き取りやアンケート等を実施する際は、情報提供者の安全確保に最大限配慮すると共に、「生徒を守る事」及び「学校をより良くするための取組であること」を明確に伝える。また、情報提供後には、その結果の概要及び感謝の意を必ず伝える。聞き取りにあたっては、「いつ」「どこで」「誰が」「どのように」「何をしたか」について、客観的かつ具体的に把握することを基本とし、この段階では指導よりも事実確認を重視する。

⑤事実に基づく解決方針検討会議

把握した事実について、生徒指導主事及び学年主任が管理職に報告した上で、解決に向けた「いじめ対策委員会」を行う。

⑥生徒及び保護者への指導・支援

被害生徒及び保護者に対しては、誠意をもって丁寧に対応し、心理的・身体的安全を確保する。同時に、加害生徒及びその保護者に対しても、事実に基づいた適切な指導と支援を行う。

⑦経過及び結果の報告

対応の経過及び結果について、関係教職員及び管理職に報告し、情報を共有する。

⑧継続的指導及び経過観察

問題解決後も、関係生徒の状況を継続的に観察し、必要に応じて指導・支援を行う。

⑨再発防止及び予防的取組

再発防止に向け、職員間での情報共有、校内巡視の強化、学級・学年での指導等、予防的な取組を実施する。

※問題発生の初期段階及びその後必要に応じて、生徒指導主事及び学年主任は管理職に報告し、指示を仰ぐものとする。

⑩いじめの解消の判断

いじめの発生から3か月以上経過し、かつ被害生徒及びその保護者が、いじめ再発について不安がないと判断できる場合に、いじめの解消とする。

問題発生⇒情報を得た職員⇒担任・学年主任⇒生徒指導主事・管理職

(事実の把握に向けて) →教頭(校長)

生徒指導主事, 学年主任, 学級担任, 学年生徒指導担当, 部活動顧問等、情報に詳しい職員

⇒生徒へ事実確認⇒

(問題の解決に向けて) →教頭(校長)

生徒指導主事, 学年主任, 学級担任, 学年生徒指導担当, 部活動顧問等、情報に詳しい職員

⇒生徒へ解決への指導・支援⇒継続指導・経過観察⇒再発防止・予防的活動

V いじめ防止等のための組織の設置

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと「いじめの根絶」という強い意志を共有し、学校全体で組織的に対応することが不可欠である。また、必要に応じて外部の専門家等の参画を得ることで、より実効性の高いいじめ問題の解決を図るものとする。このため、本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進し、共有された情報に基づき的確な判断を行うための次の組織を設置する。当該組織を中核として、教職員全員が連携し、総合的かつ継続的ないじめ防止対策を実施する。

1 「生徒指導部会」

目的：生徒の安全・安心と成長を支えるために、生徒指導を組織的に推進すること。

○定例開催（毎週1回開催）

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、生徒指導支援員

○緊急開催

校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任 ※事案により柔軟に構成

2 「適応指導部会」

目的：生徒の適応と自立を支えるために、個に応じた支援を組織的に推進すること。

○定例開催（隔週開催）

校長、教頭、適応指導・教育相談主任、学年適応指導担当、養護教諭、生徒指導支援員、スクールカウンセラー、必要に応じて当該学級担任、特別支援コーディネーター、生徒指導主事

○緊急開催

校長、教頭、教育相談主任、当該学年主任、当該学級担任、養護教諭 ※事案により柔軟に構成

3 「特別支援教育部会」

目的：生徒の学びと自立を保障するために、特別支援教育を組織的に推進すること。

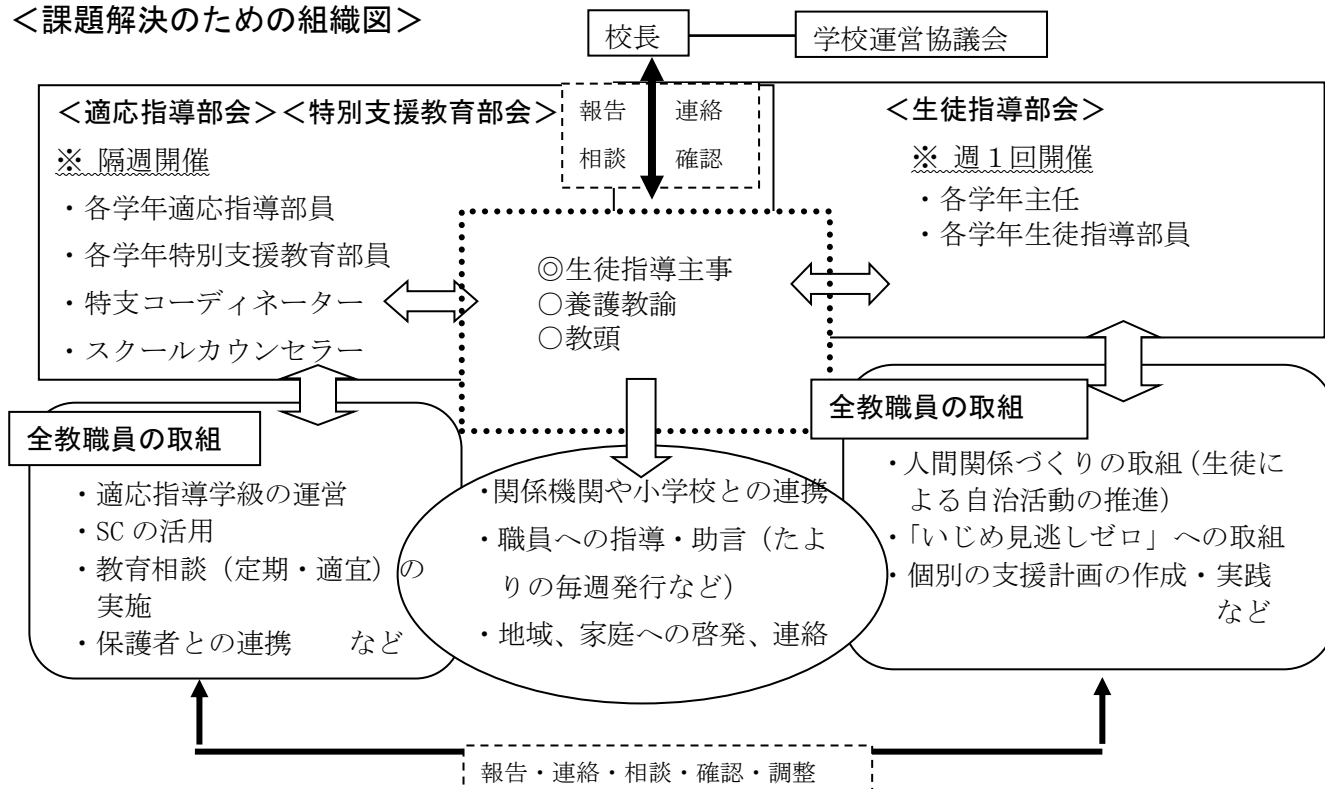
○定例開催（隔週開催）

校長、教頭、特別支援コーディネーター、特別支援学級担任、必要に応じて生徒指導主事、通級指導担当

○緊急開催

校長、教頭、教育相談主任、当該学年主任、当該学級担任、養護教諭 ※事案により柔軟に構成

<課題解決のための組織図>



4 「認め合い部会」

目的：多様な視点を結集し、生徒が安心して過ごせる学校づくりを組織的に推進すること。

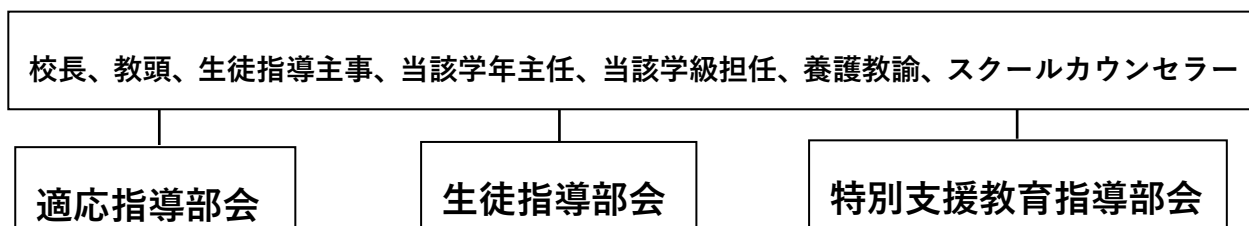
○定例開催（学期末・年度末に必要なに応じて開催）

生徒指導、適応指導・教育相談、人権教育・同和教育、安全指導、食育・給食指導、日本語支援、特別支援教育の各主任

5 「いじめ対策委員会」

○ いじめの訴えがあった際に校長が設置する。

目的：いじめの訴えに対し、迅速かつ適切に事実を把握し解決を図り、生徒の安全・安心と尊厳を守ること。



VI 重大事態への対応

1 想定される重大事態

いじめにより、次に掲げる事態が生じた場合は、又はその疑いが認められる場合は、重大事態として適切に対応するものとする。

- 児童生徒が生命に関わる危険な行為を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とする。ただし、欠席日数のみで判断するのではなく、児童生徒の心身の状況や生活実態等を十分に把握した上で総合的に判断する。
- 児童生徒又はその保護者から、いじめを受けたことにより重大事態に至ったとの申立てがあった場合
- ※学校が「いじめではない」又は「重大事態には該当しない」と判断した場合であっても、当該申立てがあった時点で重大事態が発生したものとして、速やかに報告及び調査を行うものとする。

2 重大事態発生時の対応

(1) 初期対応

重大事態が発生した、又はその疑いが生じた場合には、次のとおり迅速かつ組織的に対応する。

- ①いじめ対策委員会が主導し、複数の教職員による事実確認を行う。
- ②事実確認後、被害生徒の安全確保を最優先とした指導及び支援の方針を明確にする。
- ③関係する家庭に対し、複数の教職員で家庭訪問等を行い、把握した事実を正確に伝えるとともに、今後の指導及び支援の方針について説明し、理解を得る。
- ④被害生徒及び加害生徒双方について、継続的に家庭との連絡を行い、状況の把握と支援に努める。

学校が調査主体となる場合

- ①いじめ対策委員会を活用し、組織的な調査体制を整備する。
- ②関係者からの聞き取りや資料情報を行い、事実関係を整理する。
- ③いじめの概要及び対応状況について、速やかに教育委員会へ報告する。
- ④教育委員会からの指導及び支援を受けながら、必要な措置を講じる。

学校の設置者が調査主体となる場合

- ①学校は、設置者が設置する調査組織に対し、必要な資料の提出や情報提供などを行い、調査に誠実に協力するものとする。